

購入条件

定義 「S+N」とは、スミス・アンド・ネフュー株式会社又は本製品及び／又は本サービス（以下に定義する。）の購入者として本注文書（以下に定義する。）において特定されたその他の事業体をいう。「本サプライヤー」とは、本注文書の宛先である者又は事業体をいう。「本製品」及び「本サービス」という用語は、本書の条件の項に定める意味を有する。S+N及び本サプライヤーを本書において、場合により、個別的に「当事者」といい、総称して「両当事者」という。

条件 本サプライヤーは、S+Nにより提出された注文書（以下「本注文書」という。）を承諾することにより、本書に記載する条件に基づく限り、商品、材料又は機器（以下「本製品」という。）及び本製品の供給に伴う関連サービス（以下「本サービス」という。）を提供することについてここに同意する。S+Nは、本サプライヤーが提案する修正された、追加の、又は異なる条件を一切承諾しないものとし、かかる修正された、追加の、又は異なる条件の提案は、本注文書への追加の提案と解釈されるものとし、S+Nによって署名された注文書に記載されない限り、本注文書の一部とはならないものとする。本注文書に応じた本製品の納入又は本サービスの履行は本書に記載された条件の承諾を意味するものとする。

価格及び支払 両当事者により別段に合意され、本注文書の表面に記載されている場合を除き、全ての本注文書の支払条件は、S+Nが有効な請求書を受領した日、又はそれよりも遅い場合には、本製品の各納入日から正味60日後を期日とする。S+Nは、支払金額について誠実に異議を唱える場合、当該支払を留保することができる。S+Nが書面により別途同意しない限り、全ての価格は固定され、全ての包装、運送費用、VAT（適用ある場合）及びその他の適用される租税公課を含み、価格の引き上げはない。また、本サプライヤーは本注文書の対象である本製品全ての納入及び本サービス全ての履行が完了するまで、請求書を発行しないものとする。S+Nは、本サプライヤーに支払うべきであるか、又は支払うべきものとなる金額から、本サプライヤーがS+Nに対して支払うべき金額を差し引く権利を明確に留保する。S+Nは、S+Nの本注文書又はS+Nの署名権者が書面により明示的に同意し、署名した変更注文書を除き、いかなる注文又は変更注文についても責任を負わない。本注文書の価格の支払又はそれを理由とする支払は、本サプライヤーによる義務の適切な履行をS+Nが認めたことを意味するものではない。

納入 本注文書に従い供給される全ての本製品は、良好な、損傷のない状態で目的地に届くように適切に梱包し、保護されるものとし、（S+Nによる別段の指示がない限り）本サプライヤーがS+Nの指示に従い、本注文書に指定された納入場所までの運送費を支払ったうえで、当該納入場所に納入されなければならない。本サプライヤーは全ての表示及び包装が本製品に関してS+Nが随時定める基準に適合することを保証するものとする。本製品が本注文書に指定された納入場所で荷下ろしされ、S+N又はその適式に授權された代理人が納入を受け入れた時点で、納入が完了する。本注文書に別段の定めがない限り、S+Nの施設への納入は通常の営業時間中に限りS+Nによって受け入れられる。本サプライヤーは、本注文書番号、本注文書ライン番号並びに納入商品の性格（部品番号及び部品説明を含む。）、数量単位及び数量、並びに分納の場合には、未納数量を記載した内容明細票又はその他の納品書を確実に各納入に添付するものとする。本サプライヤーは、S+Nへの本製品の納入時点でS+Nへ請求するものとするが、納入とは別に行うものとする。本サプライヤーは、全ての損害（本注文書に従いS+Nに納入する本製品に対して自ら若しくはその運送業者がもたらす損害、又は本サプライヤー若しくは運送業者の作為若しくは不作为により生じるS+Nの財産への損害を含むが、これらに限られない。）について責任を負う。納入先住所が所在する国以外で製造された本製品、又は当該国以外に由来する材料を含む本製品については、本サプライヤーは本製品の原産国に関してS+Nに正確な情報が提供されるよう保証しなければならない。万一原産国が本サプライヤーの通知したものと異なることが判明した場合にS+Nが責任を負うこととなる追加の賦課金、税金又はその他の責任についてS+Nに対して責任を負うこととなる。本注文書に別段の記載がない限り、本サプライヤーは本製品について全ての輸出入許可を取得する責任を負い、かかる許可が必要とされる際にかかる許可が取得できていないことによる遅延について責任を負う。S+Nが分納を受け入れることに同意している場合において、本サプライヤーがいずれか1回分納を適時に行わないときには、S+Nは自らの選択により、本注文書全体が拒絶されたものとして取り扱う権利を有する。本製品が注文数量を超えてS+Nに納入された場合、S+Nは超過分の代金を支払う義務を負わないものとし、超過分については依然として本サプライヤーの危険負担とし、本サプライヤーの費用で返品することができる。本書に基づき供給する全ての本製品は、本書において保証されていない場合、既に代金が支払われていたとしても、S+Nが検査し、納入後合理的な期間（ただし、いかなる場合においても、S+Nが自らの指定した場所で当該本製品を受領した後7営業日以上とする。）にわたり拒絶権を有することを条件として、出荷されるものとする。

納期 S+N及び本サプライヤーが書面により合意した製造リードタイムがある場合にはそれを条件として、本サプライヤーはS+Nが本注文書で指定したスケジュールを遵守しなければならない。スケジュールの指定がない場合、本注文書の日付から7日以内の合理的な期間内に納入されなければならない。**納期は最重要事項とする。**本サプライヤーが本注文書に記載された日時に関する規定を守らなかった場合、S+Nは、自らが有する他の救済手段を損なわれることなく、自らの選択により、本注文書の全部又は一部拒絶されたものとして扱い、本サプライヤーに書面により通知したうえで当該注文書を取り消す権利を有する。

危険負担及び所有権 本注文書に別段の記載がない限り、購入された本製品に関わる危険は本書の納入の項に従い納入が完了した時点でS+Nに移転するものとし、本製品（又はその一部）の所有権は納入が完了した時点、又は本製品の代金が支払われた時点のうちいずれか早い方の時点でS+Nに移転するものとする。S+Nが書面により別段の同意をしている場合を除き、本サプライヤーは輸送費用及び荷下ろし費用並びに納入完了までの損害又は損失に全ての危険に対して本製品の全額を補償する保険について責任を負う。本製品の納入又は本サービスの履行に必要なとされる本サプライヤーの全ての工具、機器及び材料については、S+Nの施設又は本注文書に指定されたその他の施設のいずれにあるかを問わず、本サプライヤーが単独で危険を負担しており、引き続き負担する。本サプライヤーは、本製品の有効かつ市場性のある所有権が一切のリーエン及び負担を伴わず、上記に従いS+Nに移転することを表明し、保証する。

検査及び試験 本製品の納入又は本サービスの履行の完了に先立ち、S+Nは本製品（本製品が完成しているか、又は製造途中であるかを問わない。）又は場合により履行されている本サービスについていつでも検査及び試験を行う権利を有する。S+Nは、合理的な日に、本サプライヤーの作業所又は下請業者の作業所いずれかにおいて、これを行う権利を有する。かかる検査又は試験の結果、本製品又は本サービスが本注文書又はS+Nが本注文書に提供した仕様若しくは設計若しくは型に適合していないか、又は適合しない可能性があるとしてS+Nが判断した場合、S+Nは本サプライヤーに通知するものとし、本サプライヤーは確実に適合するために必要な措置を速やかに講じるものとし、S+Nは追加の試験を要求し、それに立ち会う権利を有するものとする。上記の検査又は試験にかかわらず、本サプライヤーは依然として本製品又は本サービスが本注文書に遵守することを保証する責任を負うものとし、上記の検査又は試験自体は本製品又は本サービスの全部又は一部の受入れ又は承認を意味するものではない。

品質及び製品保証並びに表明及び保証 本サプライヤーが提供する他の製品保証、表明又は保証に代わることなく、それらに加えて、本サプライヤーは、本製品全てが納入時点で、また、その後12か月以上の間、(a) 適正品質であり、(b) 欠陥がなく、優良な設計、品質及び仕上がりであり、(c) 意図された目的にとって、満足いく品質であり、適合しており、かつ、(d) 本注文書に記載され、又は言及された数量、図面、仕様、基準、要件及び規定に全ての点で適合していることをS+Nに対して表明し、保証する。本サプライヤーは、本製品及び／又は本サービスをS+Nに提供する間、常に、(i) 自らがS+Nの行動規範及び事業原則（<http://www.smith-nephew.com/compliance/global-compliance-programme/guidance-on-the-code-of-conduct-for-third-parties/>で写しを入手することができる。）の規定に則した倫理的な方法で事業及び業務を遂行し、制定法、法律、条例、規制並びに業界の規範及び基準を含め、本書に基づき提供する本製品及び本サービスの製造及び提供に関係する全ての適用される法律（米国食品医薬品局（United States Food and Drug Administration）によって強制されるものを含むが、それらに限定されない。）を遵守し（適正製造基準を遵守することを含む。）、(ii) 本サプライヤーが実施する全ての業務及び本サービスが認められた最良の商業慣行及び基準に準拠しており、あらゆる十分な能力、注意及び技能をもって、S+Nの指示に従い提供され、S+N、その顧客若しくはそれらの代理人、又は関係する政府の部門若しくは機関により要求される検査に合格し、(iii) 本注文書に先立ち、本製品及び本サービスに関してなされた全ての言明及び表明の正確性を確認していることを表明し、保証し、(iv) 本サプライヤーは、本注文書の期間中、及びその後丸2年間、2010年ドッド・ウォール街改革・消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010）及び同法に基づき公布された規則において用いられ、定義されている「紛争鉱物」の本サプライヤーによる使用及び調達に関する、S+Nが合理的に要求する全ての情報を適時かつ完全にS+Nに提供することを表明し、保証する。本サプライヤーはさらに、自らが現時点で連邦保健医療プログラム又は連邦の調達若しくは非調達に関するプログラムへの参加を除外、禁止、若しくは停止され、又はその他のかたちで不適格とされた者ではなく、合衆国法典（U.S.C.）第42編セクション1320a-7（a）に該当する刑法違反で有罪判決を受けたが、未だ参加を除外、禁止、又は停止されておらず、その他のかたちで不適格と宣言されていない者であることを表明し、保証する。本サプライヤーはさらに、本サプライヤーの従業員、代理人、子会社及び関連会社がいずれも現時点で連邦保健医療プログラム又は連邦の調達若しくは非調達に関するプログラムへの参加を除外、禁止、若しくは停止され、又はその他のかたちで不適格とされた者ではなく、合衆国法典（U.S.C.）第42編セクション1320a-7（a）に該当する刑法違反で有罪判決を受けたが、未だ参加を除外、禁止、又は停止されておらず、その他不適格と宣言されていない者であることを表明し、保証し、これに同意する。本サプライヤーは、自らが本製品及び／又は本サービスをS+Nに提供している間に、本サプライヤー又はその従業員、代理人、子会社及び関連会社のいずれかが連邦保健医療プログラム又は連邦の調達若しくは非調達に関するプログラムへの参加を除外、禁止、若しくは停止されたか、若しくはその他のかたちで不適格とされたか、又は合衆国法典（U.S.C.）第42編セクション1320a-7（a）に該当する刑法違反で有罪判決を受けたが、未だ参加を除外、禁止、若しくは停

止されておらず、若しくはその他のかたちで不適格と宣言されていない場合、直ちにS+Nに通知することに同意する。本サプライヤーはいずれかの者又は企業との間で、本サプライヤー又はS+Nとの取引を条件として、又は取引の結果として、支払、サービス、贈り物又はその他の有価物の要求、受入れ、申し出、提供又は許可を行うことが、贈収賄又は腐敗行為に関する法律を含め、適用される法律に違反することとなる場合には、当該行為を行わないことを表明し、保証する。本サプライヤーは本書に基づき提供する本製品又は本サービスに関連して便宜を図ってもらうための支払を行わないことを表明し、保証する。本サプライヤーは前述の本製品又は本サービスに関連する事項（それらの販売、マーケティング、販売促進、輸入、ライセンス供与又は流通を含むが、これらに限定されない。）について、直接的又は間接的に権限又は影響力を有する可能性のある政府職員、医療従事者及びその他の者との全てのやりとりの妥当性を確保することを表明し、保証する。本書に基づくS+Nの権利は本製品及び／又は本サービスに類似した商品及び／又はサービスの購入者を保護することを意図しているか、又はその他のかたちでかかる購入者にとって利益となる制定法又はその他の適用される法律により黙示される条件に追加されるものであり、それらの条件を損なうものではない。S+Nが有する他の救済手段（本注文書が拒絶されたものとして取り扱うS+Nの権利を含むが、これに限られない。）を損なうことなく、欠陥があるか、若しくは損傷を受けた本製品（設計、材料若しくは仕上がりなどの欠陥に起因するか否かを問わない。）又は本サービスの提供に際しての欠陥のある仕上がりについてS+Nが本サプライヤーに通知した場合、本サプライヤーは本条件に適合していない本製品を自己費用で（S+Nが負担した運賃及び処分費用の払戻しを含むが、これに限定されない。）交換するものとする。S+Nは不適合の存在及び性格を本サプライヤーに通知するものとし、本サプライヤーは返送された本製品の受領後10日を超えない期間、当該本製品を検査し、当該本製品の返品又は処分について詳細な書面による指示をS+Nに与える合理的な機会を有するものとする。S+Nは上記の不適合の申立ての対象である本製品の代金を支払う義務を負わない。本サプライヤーが上記の検査及び欠陥のある当該本製品の処分に関するS+Nへの指示を行わない場合、S+Nは自らが適切と認めるとおり欠陥のある当該本製品を処分することができるものとし、本サプライヤーは自己費用で速やかに欠陥のある当該本製品を交換するものとする。速やかな交換が実行不可能であるか、又はS+Nが代替の本製品を希望しない場合、本サプライヤーは当該本製品の費用をS+Nに払い戻すものとする。本サプライヤーはS+Nにより指定された場所への納入及び設置に関わる全ての費用、並びにS+Nが本製品の交換の結果として支払ったその他全ての費用及び経費について責任を負う。

補償及び責任の限定 本サプライヤーはS+N、同社の親会社、子会社及び関連会社、並びにそれぞれそれぞれの役員、取締役、株主、構成員及び従業員（以下総称して「S+N被補償者」という。）に対して、(a) 本サプライヤーによる本注文書の条件若しくは本条件に対する違反、(b) 本製品の使用、製造若しくは販売により生じた知的財産権の侵害、侵害の疑い若しくは不正流用（本製品の製造に必要な全ての仕様及び設計がS+Nのみにより供給されており、かかる仕様及び設計に従い本製品が製造されている場合を除く。）、(c) 本製品の欠陥若しくは不具合、若しくは本サプライヤーによる過失のある履行若しくは不履行、又は(d) 本サプライヤーにより提供された図面、計算、梱包内容及びその他の詳細における誤り若しくは漏れにより生じた請求に起因し、又は関連してS+N若しくはその他のS+N被補償者に対して決定されたか、又はS+N若しくはその他のS+N被補償者が負担し、若しくは支払った損失（直接又は間接の別を問わない。また、弁護士等専門家の報酬及び費用を含むが、これらに限定されない。）について、全面的に補償するものとする。いかなる場合においても、**本注文書に起因し、又は関連して生じた付随的損害、間接損害、特別損害又は派生的損害について、S+Nが当該損害の可能性について通知を受けていたか否かにかかわらず、S+Nは本サプライヤー又は第三者に対して責任を負わないものとする。**

保険 本サプライヤーがS+Nに本製品及び／又は本サービスを提供している間は常に、また、その後5年間にわたり、本サプライヤーは単独で費用を負担して以下の保険を取得し、維持するものとする。(1) 製造物及び完了作業に関する責任を含む企業総合賠償責任保険であって、以下の要件を満たすもの。(a) 人身傷害、物的損害、不法死亡及び本書に基づいて課せられる付随的契約補償義務に対する責任を含め、本製品に関連する全ての責任（責任が本サプライヤーの行動に起因するか、又は本書に基づく当事者の参加に起因するかを問わない。）について、本サプライヤーを対象として付保する。(b) 保険の補償領域は米国及びカナダを含む全世界とする。(c) 保険金額は法律の運用により必要とされ、かつ、同等の規模及び活動を有する企業にとって業界において合理的且つ慣例的な金額とする。ただし、1事故当たり1,000万米ドル（US\$10,000,000.00）以上とし、本限度額は一時保険及び超過保険を使用することにより満たすことができる。(2) 本書に基づき製品及びサービスの提供にあたり車両が使用される場合には、車両が運転される領域において慣例的な形式及び種類の第三者人身傷害及び物的損害のリスクに対する保険で、限度額が50万米ドル（US\$500,000）以上であるもの。(3) 雇用者責任／労働者補償又は業務が行われる領域におけるそれに相当するものであって、その最低限の法定要件を満たすもの。本書に基づき提供された本製品及び本サービスに起因する請求について、本サプライヤーは上記保険契約においてS+Nを追加被保険者として指定する（又はこれと同様の種類の保護であって、本書に基づき提供された製品及びサービスに起因する請求について、本サプライヤーが本契約に基づきS+Nに対して補償することが求められている範囲において、防御し、保険会社から補償を受ける直接的権利をS+Nに拡大するものを確保する）ものとし、本サプライヤーの保険はS+Nが提供する保険との関係において一次保険であるものとし、S+Nが提供する保険は本サプライヤーの保険を完全に超過するものとする。本サプライヤーは本サプライヤーの保険契約に基づく免責額及び／又は自家保険について単独で責任を負うものとする。本サプライヤーは、自らが保険を維持することを求められている期間中に、補償範囲に影響を与える重大な減額又は解除が発生した場合、保険会社が直ちにS+Nに通知する裏書条件を確保するものとする。S+Nは合理的な要求により、上記保険の証拠を提供されるものとする。ただし、かかる証拠を要求しなかったとしても、本項における要件の放棄にはあたらないものとする。

秘密保持 本サプライヤーは、本書に基づく履行の過程において、工程及び／又は製品仕様、材料組成及び顧客リストを含むが、これらに限らず、専有の事業情報及びS+Nの営業秘密（以下「秘密情報」という。）を入手する機会がある。本サプライヤーは、本注文書に基づく履行のためにのみ秘密情報を使用するものとし、その他のいかなる目的においても、かかる秘密情報を直接的又は間接的に開示、又は使用しないものとする。本サプライヤーはさらに、かかる秘密情報を保存し、保護するために必要な又は望ましいあらゆる措置を講じることに同意する。法律により必要とされる場合を除き、本サプライヤーは、S+Nの書面による事前同意なく、S+Nに関する言及、広告又は販売促進（ディスプレイ又はトレードショーにおける実演の一部として、S+Nの秘密情報を組み込んで行われるか、又は秘密情報を使用して製造された本製品を展示することを含むが、これに限定されない。）を行わないものとする。本サプライヤーは、本秘密保持義務に対する違反があった場合、損害賠償金に加えて、仮差止救済及び永久的差止救済を請求し、取得する権利がS+Nに対して与えられることに同意する。

解除 S+Nは、利用することができる他の権利を損なわれることなく、本サプライヤーに書面で通知することにより、いつでも、本注文書の全部又は一部を解除する権利を有するものとし、その後、当該注文書（又は解除された部分）に基づく全ての作業は中止されるものとし、S+Nは当該注文書に係る代金のうち、当該注文書に基づき既に納入された本製品及び実施された本サービスの価値を考慮した、公正かつ合理的な割合の金額を本サプライヤーに支払うものとする。上記支払後、当該解除を理由に、S+Nから本サプライヤーに対して損害賠償、逸失利益等として支払われるべき追加額はなし。本項に基づきS+Nが本注文書を解除した場合、本サプライヤーは直ちに、ただし、いかなる場合においても解除の効力発生日から30日以内に、本書に基づき提供した本製品又は本サービスに関して支払われた前受金をS+Nに返金するものとする。

知的財産及び固定資産 本サプライヤーが特に本注文書に関連して行い、考案し、又は開発した全ての設計、発明、特許、ノウハウ、新技術、改良及びこれらに類する全ての事項はS+Nの独占的財産とし、本サプライヤーはS+Nに費用を請求することなく、S+Nによる所有について対抗要件を具備するために必要なあらゆる書類の作成を手配しなければならない。S+Nが本注文書に関連して作成し、又は提供した全ての資料、図面、サンプル、仕様書等の技術データ、並びに全ての工具、固定具、ゲージ等の固定資産は常に、S+Nが目的を問わず、いつでも使用、複製、譲渡、移転、及び処分する権利を有するS+Nの財産であり続けるものとする。本サプライヤーは、S+Nのための本注文書の履行を目的とする場合を除き、かかるデータ又は固定資産を使用してはならない。

一般条項 S+Nは、本サプライヤーの同意なく、一又は複数の第三者に対し、本注文書に基づく権利のいずれか若しくは全部の譲渡又は本注文書に基づく義務のいずれか若しくは全部の委託を行うことができる。本サプライヤーは、S+Nの書面による事前同意なく、第三者に対し、本書に基づくいずれかの権利又は義務を譲渡、又は移転することができない。S+Nが本サプライヤーによる違反又は不履行について権利を放棄したとしても、本注文書又は本条件に基づく責任に関わるその後の本サプライヤーによる違反又は不履行について権利を放棄したものとみなされない。本書に別段の明示的な定めがある場合を除き、各当事者は本注文書に基づく義務の履行に際しての自己の費用を負担する。本注文書の放棄又は変更は、各当事者の権限を有する代表者が署名した書面によらない限り、拘束力を有しないものとする。本注文書及び本条件は、抵触法の原則を考慮することなく、本注文書の表面におけるS+Nの住所に記載された州及び国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。両当事者は随時改正される1980年国際物品売買契約に関する国際連合条約（1980 United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）が本注文書又は本条件に対して適用されないことについて明確に合意する。両当事者の書面による別段の合意がない限り、全ての通知は日本語又は英語で行うものとする。本注文書又は本注文書の履行に際しての作為若しくは不作為に関連して生じた紛争又は請求（そのコンメンバー又は衡平法上の理論にかかわらず）、は、国際商業会議所（International Chamber of Commerce）（以下「ICC」という。）の仲裁規則に従い、1名の仲裁人が行う拘束力のある仲裁のみによって、最終的に解決されるものとする。仲裁地はロンドンとする。仲裁言語は日本語とする。